

規制に関する規制の適用除外となる特定建設作業

下表の **適用除外** 部分の特定建設作業については、規制に関する基準の対象外となります。

特定建設作業 \ 規制	騒音の 大きさ	夜間作業 の禁止	1日の 作業時間 の制限	作業期間 の制限	日曜日その 他の休日の 作業禁止
作業を開始した日に終わる建設作業	適用除外				
災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要のある特定建設作業	適用 有	適用除外			
人の生命または身体に対する危険を防止するため特に行う必要のある特定建設作業	適用 有	適用除外			
鉄道または軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要のある特定建設作業	適用 有	適用除外	適用 有	適用 有	適用除外
道路法第34条により道路の占用の許可条件によって夜間または日曜日その他の休日に行うこととされた特定建設作業	適用 有	適用除外	適用 有	適用 有	適用除外
道路法第35条により協議において、夜間または日曜日その他の休日に行うこととされた特定建設作業	適用 有	適用除外	適用 有	適用 有	適用除外
道路交通法第77条により道路の使用許可条件によって夜間または日曜日その他の休日に行うこととされた特定建設作業	適用 有	適用除外	適用 有	適用 有	適用除外
道路交通法第80条により協議において、夜間または日曜日その他の休日に行うこととされた特定建設作業	適用 有	適用除外	適用 有	適用 有	適用除外
電気事業法による変電所の変更工事で、近隣の電気工作物の機能を停止させないと作業員の生命または身体の安全が確保できないため特に日曜日その他の休日に行う必要のある特定建設作業	適用 有	適用 有	適用 有	適用 有	適用除外
<p>基準の適用除外に該当する特定建設作業(作業を開始した日に終わる建設作業を除く)を行おうとするときには、関係機関の許可条件又は協議事項の写しを添付して届出を行って下さい。</p>					